

日本スポーツ法学会 会報

第8号

発行人 伊藤 堯
編集人 小笠原正

日本スポーツ法学会事務局

〒一〇五 東京都港区芝大門一―二―八

コスミックビル 五階

(電話) 〇三―三五七八―一二三五

(FAX) 〇三―三五七八―一一九五

第四回大会開催の

お知らせ

日本スポーツ法学会第四回大会は、大会テーマを「スポーツの権利性と文化性」として、一二月二一日(土)例年通り早稲田大学国際会議場において開催されます。基調講演は、大会テーマに即して濱野吉生会長が「スポーツにおける自己決定権と契約責任」、寒川恒夫会長が「文化としてのスポーツ」と題して講演します。シンポジウムは、稲垣正浩「『比較スポーツ文化論』からみたスポーツの文化性について」、小谷寛二「スポーツ・ルールの構造特性」、吉田雅子「テニス会員訴訟の現状

と問題点」、湯浅道男「中・高年登山ブームに対する世論の動向と問題点」の提言が行なわれます。自由研究発表は、今大会においては発表者の関係で二会場に分けて行います。

スポーツ法学の研究業績が累積されるにしたがい、研究の多様化と深化が進められ、多くの議論が沸騰するのではないかと期待されます。会員のこぞの参加を期待します。又、大会終了後、懇親会(会費〇〇〇円を会場にて徴収予定)を開催しますので、旧交を温めていただければと思います。

日本学術会議

団体登録なる

かねて進めておりました、日本学術会議の学術研究団体登録が無事認められました。学会結成四年目にしてどうにか「登録学術研究団体」となることができました。これを会員と共に喜びたいと思います。この団体登録により、日本学術会議会員候補者及び推薦人を届け出る資格を得たことになり、科学者により構成されている団体として独り立ちしたと言っても過言ではないでしょう。今後は一月三―日までに会員候補者の届け出をすることになります。今後多くの事務的な手続きがあり、クリ

合同部会研究会報告

ア―しなければならぬ諸問題があります。事務局が鋭意進めて参りますので会員の皆様のご協力をお願いします。

三部会合同の研究会が、九六年七月二七日(土)に早稲田大学国際会議場において開催された。今回は「スポーツの権利性と文化性」と題し、中村敏雄氏(元広島大学)、緒方章宏会員(日本体育大学)、岡崎満義氏(文芸春秋)による提言が行われた。(司会・坂本重雄 会員・宮内孝知会員)
中村氏は、「水泳文化における日本泳法」というテーマで、日本泳法が、水辺生活を実践的に取り

込んだ水辺文化であるのに対して、一般的にプールで行われる水泳または競泳が人工的なものであり、水辺文化のごく一部にすぎないことを指摘した。また、資料として、「日本泳法各流派の分布図」、松山藩神伝流の水泳場の見取図、「山内勝重流水術開書」、小堀流「水練早合点」、武田泰信著「練水要訣」、岩倉流水練学校のレポートなどを示しながら、日本泳法が日本の水辺文化さらには日本文化を継承してきたものであることを示した。スポーツの文化性を考える場合に、近代泳法のような競技化され制度化されたスポーツだけでなく、日本泳法のような生活文化に根ざした身体文化にまでその視野を広げられることが確認された。

緒方氏は、「スポーツ法学におけるスポーツ権」というテーマで、新しい人権としてのスポーツ権の確立を主張した。特にスポーツ権の憲法上の位置づけについて、スポーツ権は、自由権、社会権双方にかかわる権利であって、双方を統合するものとして十三条の個人の尊厳と幸福追求権があり、いわば複合的な権利として把握されるべきことを指摘した。また、スポーツ基本法の制定によって、実定法上新しい人権としてスポーツ権を確立すべきことを主張した。討議では、従来の憲法体系によって新しい人権を説明することには限界があるとの批判があった。また、スポーツ基本法の制定の必要性について、賛否両論が交わされた。

岡崎氏は、「人間のスポーツとは」というテーマで、様々なスポーツマンの実像または人間的な一面を示しながら、スポーツ実践の中にある「ヒューマニズム」と「リアリティ」を表現した。たとえば、伊藤ドーピング問題、ドーハの悲劇、依田郁子の青春、神戸製鋼平尾のイギリス留学、千葉すずのオリンピックのコメント、江夏豊の大リーグ体験、双葉山の相撲求道録、三島由紀夫の実感的スポーツ論、小林秀雄のスポーツのリアリティ、円谷の自殺と核家族、ユベロスによるロサンゼルス・オリンピックなど多彩な話題があった。スポーツは、人間の感情の原形を見せてくれるものであり、また風俗や社会を映し出すものであることを示したといえる。スポーツを通して見えてくる人間性の表

出のようなものが、スポーツの文化性や権利性を考えていく上で重要な視点となると考える。

三氏には、スポーツの権利性と文化性を考える上でのそれぞれの問題提起があったが、これらに関連づけたり、総合するかたちでの論議が深まり難かったように思えた。スポーツ権を検討するには、スポーツの文化性や人間性といった価値的な側面からそれを検討するだけではなく、スポーツにかかわる私的人権または人格的利益の侵害などに関する具体的な問題を通して、個別具体的に検討をすすめることも必要であると考えた。

(斉藤健司 記)

スポーツ基本法研究専門委員会

第四回研究会報告

スポーツ基本法研究専門委員会の第四回研究会が、九六年四月二十日(土)に早稲田大学人間総合研究センター分室で開催された。

前回の第三回委員会において、スポーツ基本法の草案またはメモ

を提示するための小委員会の設置が決定されたが、今回の委員会は、九六年三月九日(土)開催されたこの小委員会の報告会となった。

まず、永井憲一会員により、今後スポーツ基本法の研究ないし法案の立案をすすめていくための手順に関する小委員会での合意が報告された。スポーツ基本法案の立案に際しては、スポーツの実体やそれに対する行政の対応関係の情報がまだ十分ではないので、基本法という形での立案に対しては、慎重に検討するべきとしたうえで、立案のための三段階の手順を踏むべきことが示された。すなわち、第一段階は、スポーツに関する理念的な憲章づくりから作業をスタートすることである。第二段階は、具体的な問題としてどのような法律が必要か、対応できる範囲で個別的・具体的に検討することである。第三段階は、個別的・具体的な議論が深まり、様々なスポーツのあり方に関する議論が進展した段階で、最終的にスポーツ基本法の立案へと作業を進めていくことである。

この永井報告を受けて、代表的なスポーツに関する憲章の検討が

行われた。はじめに、根保宣行会
員が、ユネスコの体育・スポーツ
国際憲章を解説した。特に、同憲
章の成立過程の解説がなされた。
次に、井上洋一会員が、一九七
五年のヨーロッパ・スポーツ・フ
ォア・オール憲章および一九九二
年の新ヨーロッパ・スポーツ憲章
について解説した。特に憲章の課
題が生涯スポーツからプロ・スポ
ーツに拡大したことが示された。
おわりに、入沢充会員が、日本
のスポーツ振興法と諸憲章の比較
分析を行った。スポーツの概念、
施策、振興、指導員、援助・補助
の観点から比較検討し、結論とし
て、スポーツ権の法的位置づけの
必要性が主張された。

(斉藤健司 記)

第五回スポーツ基本法

研究特別委員会報告

第五回スポーツ基本法研究特別
委員会が、六月二十五日(土)に
本学会の新事務所となった(株)
体育施設出版で開催された。今回
は、筑波大学名誉教授で現在川村
女子大学教授の山川岩之助氏によ
り「スポーツ振興法制定の経緯」
について発表が行われた。

まず、スポーツ振興法が制定さ
れるまでの背景について言及され
た。第一に、各種審議会や懇談会
から要望や要請があったことが挙
げられた。保体審では昭和二十七
年から法制化が検討されていたこ
とや、アジア大会とオリンピックの
日本開催の決定が振興法制定の論
議にさらに影響を与えたことなど
が紹介された。第二に、当時の地
方の体育行政には予算と人材が不
足しており、国民のスポーツ振興
のために法律によるその改善の必
要性があるという都道府県体育主
管課長会議から要請があったこと
が挙げられた。第三に、昭和二三
年五月、文部省内に当面の課題を
オリンピックの成功とスポーツ振
興法の制定とする「体育局」が設
置されたことも振興法制定に影響
を与えたと指摘された。

次に、実際の法制化の作業中の

背景について述べられた。当時、
厚生省の他いくつかの省庁が反対
の立場だったが、文部省内にも反
対の意見があったという。その理
由は、「スポーツは法律になじま
ないのではないか」、「社会教育
法との関係をいかに調整するか」、
「私事であるスポーツに公の金を
使うのか」といった点にあった。

そうした中でスポーツ振興法は、
超党派でつくる「スポーツ振興国
會議員懇談会」が中心になり、社
会体育の振興、振興のための助成
を目的にまとめられ、議員立法の
かたちで国会に提出されて成立し
た。

こうして制定されたスポーツ振
興法であるが、自身は文部省がそ
れまでに行ってきたことを全て網
羅する内容・形式であったと指摘
された。新しい点として、国及び
地方公共団体にスポーツ振興施策
を明示させることや、国の補助の
もとに、施設の充実や講習会など
の事業を行うことなどが挙げられ
た。

最後に、今後のスポーツ振興法
のあり方について、「現行を改正
する手段は、現行法が憲章のよう
なものであり、枠組みが決まって

いるのであまり変化は期待できな
い。文部省を中心に議論をするこ
とにも限界がある。例えばスポ
ーツ省のような内閣直属の機関をつ
くるなど、行政改革に沿って新し
いものをつくっていく方が望まし
いのではないか。その際には、「
権利としてのスポーツ」や「スポ
ーツ文化の享受」といった視点で、
一般市民が単純にスポーツを楽し
むというところから目を配るべき
である」といった私見を述べられ
た。さらに本委員会に対して、「
スポーツ基本法は『こうあるべき
だ』というものを積極的にアピ
ルして欲しい」という提言がなさ
れた。

(森 浩寿 記)

アンチ・ドーピング体制に関する

協議会について

平成八年七月九日一六時三〇分
から明治神宮に程近い岸記念体育
館において、アンチ・ドーピング
体制に関する協議会の初会合がも
たれた。周知のように、国際大会
ばかりか国内大会、さらには競技

外でもドーピング検査が行なわれるようになってきたが、JOCや日体協の取組みが実らず、諸外国に比べスポーツ関係者のドーピングに対する認識や知識が不足しているため、ジュニアからオリンピック選手まで薬物に汚染される危険が高まっている。このため積極的・効果的な体制を作るための検討を行なおうというのである。

主催者(JOC)の挨拶のあと委員(あるいは代理人)の紹介があった。青木純一郎(順天堂大)、浅野真(病院長)、植木真琴(三菱化学)、太田章(早大)、大島襄(慈恵医大)、川原貴(東大)、河野一郎(筑波大)、黒田善雄(日女体大)、滝沢康二(日体大)、田丸博一(プロスポーツ協会)、帖佐寛章(エアロビックスセンター)、塚越克己(日体協)、辻居幸一(弁護士)、永島惇正(学芸大)、西田善夫(NHK)、久野猛(日比谷高)、真野高一(日大)、武藤芳照(東大)、綿井永寿(日体大)、佐藤千春(朝日大)のほか、オブザーバーとして文部省のスポーツ課の関係者が出席した。座長となった黒田は、選手の健康を守り、アンフェアな行為や勝

利至上主義を是正するには、ドーピング検査を広く実施することが望ましいが、費用がかかるため、検査数は、二七のIOC認定検査機関のうち下から数えたほうが早い点を指摘、国の援助の必要性を強調した。その後、川原が進行役として、「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」、「アンチ・ドーピングに関する国内プログラム・モデル」とこの「拡大ガイドライン」を紹介、解説し、国内調整機関を設けるよう提言した。

理由として、ドーピングの実態に即した施策をとるためには各団体のデータと情報が集まる場所が必要であり、IOCやIFの動向に機敏に対応できるように、国内の団体内の違反事実のみみ消しのよくな不正を抑制し、公正かつ適切な制裁を行なうよう指導できると述べた。また、事情聴取の手續き、救済のための上訴制度や審理手續きを整備する方向に導き、競技者を保護できるし、積極的な取組みによって、検査機関のIOCの認定を維持し、国際大会の招致を得やすくし、日本のスポーツ界への国際的信頼も勝ち得ることができると、という点も挙げた。そこで、

国内調整機関のあり方を検討する部会と、国内団体のアンチ・ドーピングの組織や規則、オリンピック代表や強化選手の実態、強化スタッフの意識などを調査する部会を設けることにし、この成果を二月の協議会上程し、検討する段取りが取り決められた。

(佐藤千春 記)

第二回理事会要録

九六年四月二〇日 早稲田大学
出席者：伊藤会長、濱野副会長、井上・小笠原・及川・菅原・千葉永井・萩原・山田・湯浅・森川理事、斎藤・小林・鈴木・野中事務局員

第一議題 一九九六年一月二一日、早大国際会議場における「第四回大会集中テーマに関する件」では、集中テーマを「スポーツの権利性と文化性」とすることに決定した。以下、基調講演は濱野吉生・寒川恒夫両会員、シンポジウムの提言者は、稲垣正浩氏、小谷寛二会員、吉田雅子氏、湯浅道夫会員にお願いすることにした。自由研究発表については、「申し

入れ多数の場合があるので、理事会において調整し決定する」事とした。

第二議題 「年報第三号基調論文依頼について」は、萩原金美、坂本重雄両会員に依頼することとした。書評担当者については次回までに案を作成する。

第三議題 「日本学術会議団体登録申請に関する件」は、小笠原事務局長のもとで申請書等の作成作業が進行中であるが、研連希望を協議し、①社会学、②基礎法学、③教育学・体育学・スポーツ科学、の順で希望することとした。

第四議題 「合同部会研究会開催に関する件」では、例年通り七月二二日(土)早大国際会議場において開催することとし、今年度大会テーマに即して提言者を会長、副会長、事務局長、三部会長で原案を作成することにした。

その他では、「学会事務局に関する件」が話し合われ、都合により学会事務局を東京女子体育大学から、体育施設出版に移すこととし、小笠原事務局長が交渉に当たることとした。次に、日本体育協会から菅原事務を通して月刊「指導者のためのスポーツジャーナル」

誌よりの原稿依頼について協議した。会員が分担執筆し協力することになった。原稿分担は次回決定することとし、第三回理事会を六月一日(土)午後二時より新事務所で行うことを決定して閉会した。

第三回理事会議事要録

九六年六月一日 新事務所

出席者：伊藤会長、濱野副会長、及川・永井・小笠原・諏訪・井上 荻野理事、池井・佐藤監事

第一議題 「第四回大会について」 司会等の分担を次のように決定した。基調講演司会―小林真理、シンポジウム司会―森川貞夫・山田二郎、総会司会(議長)―野間口英敏、自由研究発表司会―第一部佐藤千春、第二部佐々木光明、懇親会―森川貞夫、大会全体の記録(会報への報告)―佐々木光明

第二議題 「合同部会研究会について」 提言者を中村敏雄(元広島大学教授)、緒方章宏(日本体大教授)、岡崎満義(文芸春秋編集局長)とし、座長(司会)を坂本重雄、宮内孝知両会員にお願い

することとした。

第三議題 「学会新事務所について」は事務局長の交渉により、「一〇五 東京都港区芝大門一―二八コスミックビル五階」に決定し、契約書を交わすこととした。

第四議題 「日本学術会議団体登録について」では、五月一日づけ申請がなされたことが小笠原事務局長から報告了承された。

第五議題 「日本体育協会よりの執筆依頼について」は、執筆分担が原案どおり承認された。

第六議題 「日本体育協会よりの執筆依頼について」は、執筆分担が原案どおり承認された。

第七議題 「年報三号について」では、書評を、関・唐木編「スポーツは誰のため」―宮内孝知(早大)、「スポーツ法入門」―越路正己(大東文化大学)が担当することとなった。

その他では、「EUSポーツ判決」について高橋雅夫会員が執筆し、年報三号へ収録することとした。また、日本オリンピック委員会「ドーピング委員会」に佐藤千春会員を推薦することを決定し、第四回理事会を九月二一日(土)午後二時より早稲田大学で開くこ

とを決め閉会した。

第四回理事会議事録

九六年九月二一日 早稲田大学

出席者：伊藤会長、濱野副会長、及川・小笠原・菅原・千葉理事、小林・斉藤・高橋・野中事務局員

第一議題 「新入会員・退会会員に関する件」では、那須弘平氏(弁護士)、川井圭司氏(同志社大学大学院)の入会と、唐木国彦氏(死亡)、藤吉和史氏(都合)の退会を了承した。

第二議題 「大会に関する件」では、まず自由研究発表について提言がなされ、これを了承した。これにより、本年度の大会は午前中に自由研究発表を二部会制で行うことを了承した。

第三議題 「年報に関する件」では、森川年報委員長が欠席のため、小笠原事務局より現在までの進捗状況の報告がなされた。

第四議題 「その他」では、本学会が「日本学術会議団体登録」が無事認められたことの報告、「指導者のためのスポーツジャーナ

ル」誌の執筆者が一部変更になったことが報告了承され、次回理事会を十一月一日(土)午後二時より早稲田大学で開くことを決定し閉会した。

編輯佳米後記

会報第八号をお届けいたします。今年度の学会大会が近づいて参りました。今大会は、自由研究発表の会場を分けて行うことになり、例年より多くの発表が行われます。本年も会員・非会員を問わず学生の方もより多くの皆様の参加を期待しております。

また、日本体育協会の月刊「指導者のためのスポーツジャーナル」の連載は本号の最終頁に掲載いたします。機会がありましたらご覧下さい。

今号も、前回と同様に内容が盛りだくさんでいろいろと工夫をしながら、読みやすい紙面作りをしていきたいと思えます。会報に対する会員の皆様からのご意見、ご感想、ご要望がありましたら事務局宛にお送り下さい。今後の参考にさせていただきます。(N)

『指導者のためのスポーツジャーナル』

「スポーツと法律」(10-20回連載)

平成8年10.11月合併号(11月10日発売)より

- | | | |
|-------------------------------|------------|--------|
| 1. 「スポーツと法律」連載をはじめるに当たって | | 伊藤 堯 |
| 2. スポーツの概念 | | 寒川 恒夫 |
| 3. 文化としてのスポーツ | | 寒川 恒夫 |
| 4. スポール法の性格と体系 | | 小笠原 正 |
| 5. スポーツとルール | | 小谷 寛二 |
| 6. スポーツマンシップ、アマチュアリズム、フェアプレイ、 | | 森川 貞夫 |
| 7. 権利としてのスポーツ | | 永井 憲一 |
| 8. スポーツ権の法的性格 | | 松元 忠士 |
| 9. 諸外国のスポーツ法 | イギリス | 中村 祐司 |
| 10. | アメリカ | 井上 洋一 |
| 11. | フランス | 斎藤 健司 |
| 12. | ドイツ | 小林 真理 |
| 13. | EU | 高橋 雅夫 |
| 14. | 日本 スポーツ振興法 | 森川 貞夫 |
| 15. | 日本 スポーツ行政 | 諏訪 伸夫 |
| 16. 国際スポーツ法 | オリンピック | 永石 啓高 |
| 17. スポーツ団体と競技者 | | 佐藤 千春 |
| 18. スポーツと契約 | | 浦川 道太郎 |
| 19. スポーツ事故 | 刑事責任 | 佐々木 光明 |
| 20. | 民事責任 | 菅原 哲朗 |
| 21. | 教育とスポーツ事故 | 根保 宣行 |

※ 掲載者が変わる場合もございます